平成２７年（フ）第１３０号
川崎市高津区下作延７丁目１番12号　第２武蔵野ハイツ101
債務者　高木　淑子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
川崎市多摩区登戸320番地　ハイツミクラ105
債務者　杉田美智代
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
川崎市川崎区田島町３番21号　サンプエンテ田島102
債務者　越　　幸光
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
川崎市川崎区小田５丁目12番28―504号　市営住宅
債務者　森　　智恵
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
川崎市川崎区池上新町３丁目１番８号　聖風苑
債務者　菅原　　一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
川崎市多摩区菅城下28番11号　スカイコート読売ランド第２―405
債務者　白鳥　睦夫
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
川崎市川崎区中瀬３丁目７番３号　サンハウスＢ201、前住所川崎市川崎区大師本町13番13号
債務者　山根　篤美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
川崎市川崎区藤崎３丁目２番２―118号　市営住宅
債務者　藤林　カネ
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
高知県南国市駅前町４丁目４番22号　ＫＹハイツ201号室
債務者　北村　雅代
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４号
福岡県大牟田市大字歴木1111番地　サカイマンション104号、申立時の住所福岡県大牟田市通町２丁目２番地２　パークハイツ通町103号
債務者　大河　祐哉
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３８６号
北海道北広島市新富町西２丁目５番地６　新富マンションＣ号
債務者　荒木　忠夫
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２１号
札幌市白石区北郷２条13丁目７番12号　マンション北都202号
債務者　佐々木美智子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３６号
札幌市手稲区新発寒５条１丁目４番20号
債務者　田中ゆかり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５４号
札幌市東区北21条東８丁目２番７号　グリーンピア美香保102号
債務者　舘向　博徳
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７６号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目３番30号　マンション石野202号
債務者　菊地　栄子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８６号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目４番11―101号
債務者　宮谷　葉子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９１号
札幌市清田区真栄１条２丁目９番８号　メゾンドきりき204号
債務者　神野　敏幸
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部